

とくしま安²農産物認証制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、とくしま安²農産物認証制度の実施について、必要な事項を定め、その適切な運用と普及を図り、消費者が安心して購入できる県産農産物の供給体制を整備し、県産農産物に対する信頼の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱等で用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

生産工程	農産物の栽培から出荷までの工程毎の作業や記録、確認のために必要な工程をいう。
生産管理	栽培計画を作成し、生産工程を計画に則して行い、各工程毎に管理することをいう。
品質管理	出荷計画を作成し、選別・出荷の管理、消費者からのクレーム等の対応、消費者への情報提供、食品事故が起こった場合の対応等を行うことをいう。
適正管理規準	「とくしま安 ² 農産物」認証制度適正管理規準を指す。生産工程を適切に管理するための規準で、必須項目、重要項目及び推奨項目で構成する。
	必須項目 主に法令遵守等の観点から最も重要で、欠かすことのできない項目をいう。
	重要項目 適正な農業管理の実践に重要な項目をいう。
	推奨項目 より高いレベルの適正な農業管理の実践のため、取組が望まれる項目をいう。
生産・品質管理体制	適正管理規準に従い、生産管理や品質管理を行う体制のことをいう。
生産者	生産者とは、農産物（仕上げ茶・農産物加工品を含む。）を生産し、出荷する者（団体又は法人を含む。）をいう。
栽培責任者	次の業務を行う責任者とする。 ①個人申請の場合は、栽培計画の作成と適正管理規準に従った実践及び自己点検を行い、工程管理の改善を行う。 ②団体申請の場合は、生産者の代表として確認責任者と協力し、栽培計画を作成する。
確認責任者	団体申請において、次の業務を行う責任者とする。 ①生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力する。

	②出荷開始前に各生産者の防除履歴の点検及び農薬の適正使用の確認を行う。 ③生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成や生産者の自己点検の確認及び生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行う。 ④共同利用施設・機械等の管理を行う。 特別栽培農産物の生産においては、栽培の管理方法を調査し、管理等にかかる記録内容を確認するものであって、栽培責任者による管理等について、必要に応じ指導を行うものをいう。
品質管理責任者	次の業務を行う責任者とする。 ①確認責任者と協力し、出荷計画を作成し、選別・出荷の管理を行う。 ②出荷後には、消費者等からの問い合わせ窓口として、適切に対応する。 ③食品事故等への対応を、速やかに行う。
特別栽培農産物	農林水産省が策定した「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従い、農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50パーセント以下、化学肥料の窒素成分量が50パーセント以下で栽培された農産物のことをいう。

（とくしま安²農産物認証制度）

第3条 とくしま安²農産物認証制度とは、知事が農産物の生産工程を適正に管理する適正管理規準を定め、その適正管理規準に従い生産している体制を知事が認定し、その体制に則って生産された農産物（以下「認証農産物」という。）に、認証マークを付して流通させることにより、生産情報等を消費者に伝達する仕組みとする。

（適用の範囲）

第4条 この要綱は、徳島県内で生産される農産物（野菜（しいたけ等特用林産物を含む。）及び果実並びに米、麦、その他穀類及び茶等で乾燥調整したものをいう。）及び本制度認定又は認定予定の農産物を100パーセント使用した加工品の生産工程等に適用する。

（適正管理規準）

第5条 知事は、農産物等の適正管理規準を設定するものとする。

（認定の申請）

第6条 生産・品質管理体制の認定を受けようとする生産者は、別に定めるところにより関係書類を添えて知事に申請するものとする。

2 申請の区分は別に定める。

3 認定の区分及び要件は別に定める。

(特別栽培農産物認定の申請)

第7条 特別栽培農産物の認定を受けようとする生産者は、第6条の認定の申請書類に加えて、別に定めるところにより関係書類を添えて知事に申請するものとする。

2 特別栽培農産物の認定を受けようとする生産者は、「徳島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を参考とし、取り組むものとする。

(認定及び登録)

第8条 知事は、第6条及び第7条の申請があった場合、現地検査等を行い、適正管理規準に適合していることを確認し、認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定した場合、認定された内容を登録するものとする。

(認証マークの表示)

第9条 第8条の規定により認定を受けた生産者（以下「認定生産者」という。）は、品質管理責任者が認証農産物であることを確認したものについて、「とくしま安²農産物認証マーク表示基準」に従って表示することができる。

2 認証マークを使用することができる者は、認定生産者に限る。

3 認定生産者は、別に定めるところにより認証農産物を使用した加工品に認証マークを表示することができる。

((実施状況の報告及び農薬残留分析の実施))

第10条 認定生産者は、適正管理規準に従って適切に生産を行い、その実施状況を別に定めるところにより、報告するものとする。

2 認定生産者（予定者含む）は、申請作物について、1年に1回、原則、出荷前の時期に農薬残留分析を実施するものとする。

3 前2項の実施状況の報告及び分析の実施について、報告を行わない場合または不適切な報告を行った場合、知事は認定と登録を取り消すことができる。

(認定の更新)

第11条 認定生産者は、1年に1回、認定を更新するための手続をとるものとする。

2 知事は、書類審査等を行い、認定の更新の可否について判断するものとする。

3 認定の更新のための手続がなされない場合、知事は認定と登録を取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第12条 認定生産者は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに知事に変更届を提出するものとする。

(認定の辞退)

第13条 認定生産者は、認定を辞退するときは、知事に届け出なければならない。

(認定情報の公表)

第14条 知事は、登録情報等、とくしま安²農産物認証制度に関する認定情報をホームページにおいて公表するものとする。

(認定生産者の遵守事項)

第15条 認定生産者は、関係法令を遵守しなければならない。

2 認定生産者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。

3 認定生産者は、適正管理規準に従った生産管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

4 認定生産者は、知事の行う現地検査等に誠実に対応しなければならない。

(流通事業者との連携)

第16条 認定生産者は、流通事業者と連携し、認証マークに関する情報が消費者に適切に伝わるように努力を行うものとする。

(現地検査)

第17条 知事が必要と認めるときは、現地検査を行い、その結果に応じて、認定生産者に改善その他の措置を講じるよう指示することができるものとする。

2 認定生産者が前項の指示に従わない場合、知事は認定と登録を取り消すことができる。

(委託)

第18条 知事は、知事の行う業務の一部を委託できるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成23年5月2日から施行する。

2 とくしま安²農産物認証要綱（平成16年6月18日）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附則

平成23年10月25日一部改正

附則

平成24年4月1日一部改正

附則

平成28年4月1日一部改正

附則

令和元年11月6日一部改正

附則

令和5年4月1日一部改正

附則 この要綱は令和7年3月31日に一部を改正し、同年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後3年程度を目途として、認定申請等の状況や、国際水準GAPガイドライン（令和4年3月8日農林水産省）に準拠した徳島県GAPの認証制度の利用状況等を勘案しながら本制度を点検し、必要な見直しを行うものとする。

3 この要綱の施行前に改正前の要綱に基づき、生産・品質管理体制の認定または認定の更新を受けた生産者の認定は、当該認定または更新を行った日から1年間有効とする。